

新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月10日

新潟市人事委員会委員長 兒玉 武雄

新潟市人事委員会規則第2号

新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則（平成19年新潟市人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表本庁の部市長部局の項中「地域・魅力創造部」を「政策企画部」に、

「  
総務部行政経営課の主幹及び市長が特に命じた主査  
」  
を  
「  
総務部行政経営課の主幹及び市長が特に命じた主査  
総務部集中改革推進課の主幹及び市長が特に命じた主査  
」  
に、「財務課の係長」を

「財務課の主幹及び市長が特に命じた主査」に改め、同表本庁の部教育委員会事務局の項中「総務係長並びに」を削り、「福利係長」を「福利担当の主幹及び教育委員会が特に命じた主査」に改め、別表機関（区役所の機関を除く。）の部中

「  

潟環境研究所	事務局長
東京事務所	所長及び副所長

  
」  
を

「  

東京事務所	所長及び副所長
-------	---------

  
」  
に、

「  

市税事務所	所長、課長及び課長補佐
税務センター	所長

  
」  
を

「

市税事務所	所長，課長及び課長補佐	に
-------	-------------	---

」

改め，同表備考 2 中「本庁又は区役所以外の機関」を「機関（区役所の機関を除く。）」に改め，同表備考 5 中「規則第 7 号」の次に「。以下「職員任用規則」という。」を加え，同表備考 6 を備考 7 とし，備考 5 の次に備考 6 として次のように加える。

- 6 本庁の項中「教育委員会が特に命じた主査」とは，新潟市教育委員会組織規則（平成 19 年教育委員会規則第 6 号）第 24 条第 1 項に規定する主査のうち，職員任用規則別表に規定する係長をいう。

#### 附 則

この規則は，公布の日から施行し，改正後の新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の規定は，平成 31 年 4 月 1 日から適用する。